

全教委連第 1 1 7 号

令和 7 年 1 1 月 5 日

こども家庭庁支援局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会

会 長 坂 本 雅 彦

「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査
研究業務に係る有識者会議」への書面での意見提出について

令和 6 年 6 月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」では、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるために教員等に研修を受講させなければならないこととされている。

このことを踏まえ、こども家庭庁では、効果的な研修の在り方の検討や研修教材等の作成に向けて、「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議」を設置しているが、この度、国から関係団体に対し、研修教材等に関する意見照会があった。

ついては、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

「こども性暴力防止法に基づき実施する研修研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議」への書面での意見提出について

項番	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意 見
1	-	-		法第8条において、「学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならないこと」とされており、子供を性暴力から守り、安全・安心な学校づくりを進めることは、全国の学校において必ず求められることである。こうしたことから、学校設置者が教員等に受講させる義務を担う研修の内容については、国の責任と財源において行うべきものと認識している。そうした観点に基づき、以下をのとおりに意見する。
2	2	5	法第8条等に基づく研修の在り方 ・論点②受講のタイミング	「定期的に受講する」とした場合、受講方法、受講頻度や教材の更新を検討する必要があるのではないか。単に同じ研修内容を定期的に繰り返すのみでは、効果に疑問がある。また、頻度にもよるが全教員を対象として何度も研修するとなると、研修運営の負担も大きい。たとえば、確認テストで知識不足の範囲のみ各自で動画視聴したり、管理職など立場に応じた教材に変えて受講したりするなど、負担と効果の両面から検討する必要がある。
3	3	6	効果的な研修教材作成のための工夫	自分事として考えてもらうために、研修の導入部分で加害者となった場合の自身への影響の深刻さについて強調すべきと考える。知識があっても、自制が効かずに加害者になってしまうケースも想定される。職場における処遇や、私生活における家族等への影響について、できれば実例を含めて具体的にその深刻さを伝えることで、一定の歯止め効果が期待できるのではないか。
4	3	13	動画の構成及び内容 ブロック1	視聴に要する全体の時間がわかりづらいため、それぞれの項目に要する時間(各シートに記載のあるもの)を記載してほしい。
5	3	17	犯罪事実確認(対象従事者) ・犯罪事実確認の全体像 ・犯罪事実確認のための手続き	多くの教育職員が関係することから、手続きについて本人が具体的に何をすればよいのか、わかりやすく伝えてほしい。
6	3	18	犯罪事実確認(対象従事者) ・いとま特例	いとま特例が適用される場合について、施行時現職者は対象でないことを含め、詳細を明示してほしい。
7	3	18	犯罪事実確認(対象従事者)	犯罪事実確認(事業者)のテーマとして、P22に「従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった場合の対応」があるが、犯罪事実確認が遅れることを防ぐため、対象従事者向けにも、従事者から戸籍等の提出がなく犯罪事実確認ができなかった場合の影響等について構成に加えていただきたい。
8	3	34	安全確保措置 ・性暴力、不適切な行為とは	性暴力と性暴力につながり得るような不適切な行為との関係性について、例えば、性暴力全体の内、不適切な行為がエスカレートし、どの程度の割合で性暴力につながっているかを示すなど、性暴力防止には不適切な行為をいかに抑制するかの観点が重要であることをより強調できるとよい。
9	3	41	安全確保措置 ・未然防止(服務規律等の整備・周知)	資料3のP.34に「どういった行為が性暴力・不適切な行為に当たるのか、従事者・保護者・児童等が共通認識を持ったうえで、性暴力・不適切な行為を防止する取組を進めていくことが重要」とある。P.41において、性暴力防止のためのルール等の記載・周知が示されているが、事業者ごと定めたルール(不適切な行為の範囲を含む)を事前に児童等及び保護者に周知することの重要性を強調できるとよい。
10	3	50	テーマ:情報管理措置(事業者・担当者) ・7 罰則	罰則については、すべて触れておくべきであると考ええる。被任用者が任用を解かれた場合1カ月以内にデータを消去しないと罰則があったかと思う。